

令和 7 年度下関市家族介護者教室企画運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 7 年度下関市家族介護者教室を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により実施候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度下関市家族介護者教室企画運営業務
- (2) 履行場所 下関市内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年(2026 年) 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務内容 別紙 1 「令和 7 年度下関市家族介護者教室企画運営業務仕様書」のとおり

3 見積り限度額

2, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和 7 年 8 月 8 日（金）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和 7 年 8 月 1 8 日（月）まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 8 月 2 2 日（金）まで
- (4) 質 問 の 受 付 期 間 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）から
令和 7 年 8 月 2 7 日（水）まで
- (5) 質 問 に 対 す る 回 答 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）まで
- (6) 提 案 書 提 出 期 限 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- (7) 選 考 結 果 通 知 令和 7 年 9 月 2 2 日（月）までに発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法(平成 1 6 年法律第 7 5 号)第 1 8 条又は第 1 9 条の規定に基づく破産
手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条に基づく更生手続開始の

申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

イ 事業者概要（様式第2号） 1部

※ 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録のない者については、以下のものも提出すること。証明書については、提出日の前3か月以内に発行されたものを提出すること。

(ア) 法人の登記事項証明書（法務局が発行する履歴事項全部証明書）

(イ) 下関市税の滞納が無いことを証する書類の写し（下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない者においては、本店所在地の市区町村税の滞納が無いことを証する書類の写し）

(ウ) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期限

令和7年8月18日（月）午後5時まで必着

(4) 提出先

下関市福祉部長寿支援課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年8月22日（金）まで

参加資格審査完了後、準備が出来次第通知します。参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年（2025年）8月25日（月）午後5時までに下記に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール（参加申込書記載の電子メールアドレス宛に通知）

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて下関市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別紙「質問書（様式第4号）」のとおり

- イ 提出方法 持参、電子メール又はFAX（着信確認の連絡を行ってください。）
ウ 受付期間 令和7年8月25日（月）～令和7年8月27日（水）必着
エ 提出先 下関市福祉部長寿支援課

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール（下関市ホームページ上でも回答内容を公表します。）
イ 回答日 令和7年8月29日（金）まで

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式） 正本1部、副本3部（副本はコピー可）

(2) 提出期限

令和7年9月5日（金）午後5時まで必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別紙2「提案書作成方法等」のとおり

(5) 提出先

下関市福祉部長寿支援課

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 下関市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、別紙3「評価基準」に基づき評価を行います。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には評価項目中の「1. 企画提案書の内容」の項目の評価点が高い者を候補者として選定します。なお、「1. 企画提案書の内容」の評価点も同一となる場合は、審査委員で協議の上順位を決定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には候補者として選定しません。

1 0 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、全ての企画提案者に対し選定結果通知書（様式第 5 号）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページ（掲載場所：しごと・事業者＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 2 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成 1 7 年 2 月 1 3 日条例第 1 6 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、下関市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関市に請求することはできません。

- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、下関市が必要と認める場合には、下関市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限ります。

1 4 提出・問い合わせ先

下関市福祉部長寿支援課 担当 加藤

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎西棟2階）

電話：083-231-1340 FAX：083-231-1948

電子メール：fkchojus-shien@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 5 施行期間

本要領は、令和7年（2025年）8月5日（決裁日）から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。